

巻 頭 言

心神喪失者等医療観察法について

富田三樹生 日本精神神経学会理事

Mikio Tomita

99年学会総会は、「司法精神医学の現代的課題」というシンポジウムを行い、紛糾した。座長は山上皓と前田雅英で、山上はシンポジウムを企画したが、彼は「精神医療と法に関する委員会」の委員長であった。99年精神保健福祉法の改正の国会付帯決議に基づいて、01年1月から法務省と厚生省の合同検討会が行われた。周到に問題は煮詰められていた。日本精神科病院協会は90年代より処遇困難者等の特別対策の必要性を強く主張していた。00年の評議員選挙に基づく新たな学会の体制の中で、私は山上にかわって「精神医療と法に関する委員会」の委員長ということになった。01年5月の大阪学会で、委員会は「刑事司法における精神障害者の現状」というシンポジウムを企画した。「触法精神障害者」対策として論じられている問題を、その「対策」以前の問題構造や、司法と精神医療の関連の全体像を明らかにしようとする意図があった。6月8日、大阪池田小学校児童殺傷事件が起こった。この痛ましい事件は報道パニックとも言うべき状況を生み出し、多くの精神科医は自分たちの患者が自らの病に怯え、また社会からの視線を恐れるのを身近に見た。支持率絶頂の小泉首相は直ちに特別立法の必要性を述べ、事態は動き出した。委員会は、強い危機感のなかで、6月24日、「大阪児童殺傷事件に関連して『重大な犯罪を犯した精神障害者対策』に関する見解」を出した。そこで、その後の基本的な論点の構図を設定することができた。理事会は、6月25日「『大阪児童殺傷事件』に関する理事会見解」を理事長佐藤光源の名で出した。患者を中心とする運動体も動き出した。

時代は、01年9月11日を経て、戦争と市場原理主義、小泉内閣の絶頂の時代が続いた。国会審議で再犯

予測問題が顕在化し、2002年5月11日、「再犯予測は不可能である」との抗議声明を佐藤光源理事長と委員長名で出した。02年9月20日付の委員会報告「再犯予測について」は、欧米の司法精神医学の流れとその成果の問題点をレビューするもので、多くの論者の目を開いた。法案は、法の目的を、対象者の医療と社会復帰を目的のようにながら同様の行為を行うことなくという条件下に置くような修正を加えられ、03年7月強行採決により成立した。法は池田小事件のような犯人は法の対象とはならないものとなり、事実彼は死刑判決を受け異例の早さで処刑された。05年7月より法は施行された。法の成立施行にあたって、当委員会（03年より「法関連問題委員会」、06年より「法・倫理関連問題委員会」）および理事会は「関与しながら検証する」との基本スタンスを取ることとした。委員会はほぼ毎年、医療観察法のシンポジウムを企画してその検証の責務を果たしてきた。

法は08年8月の省令改正により、指定入院医療機関の整備の破綻から民間代用病院への道を開いた。保安処分問題と触法精神障害者の問題は、戦後一貫して精神科医療の国家政策の貧困をベースにしている。それに、司法の矛盾が合わさっている。それらの基本問題の上に、この法は、責任能力問題、再犯予防と治療・社会復帰の分裂、治療適合性鑑定の矛盾、地域処遇の貧困、精神保健福祉法との矛盾の拡大、費用対効果の矛盾、と問題は噴出している。

この時期は資本のグローバリズムとブッシュ大統領の戦争の時代であった。今その双方が破綻しつつある。法の見直しにあたり、時代の産物である小泉内閣の医療観察法を廃止し、精神科医療の改革と向上に資源を投入することが重要である。